

港区子育てひろば（あっぴい港南）運営事業候補者選考基準

1 基本的事項

港区子育てひろばあっぴい港南運営事業候補者は、乳幼児を対象とした保育に関する業務の豊富な実績とノウハウがあるとともに、仕様書の業務を履行できる適切な運営体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区子育てひろば（あっぴい港南）運営事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

（1）第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を2者程度決定します。

第一次審査結果は、令和7年10月30日（木）に、提案書を提出した全ての事業者に文書で通知します。

（2）第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用運営提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。所要時間は、30分程度です（説明10分、質疑20分程度）。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。

出席者は、仕様書にある業務責任者（施設長候補者）が必ず出席してください。プレゼンテーションは、施設長候補者が行ってください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。

（3）事業候補者の決定

第二次審査の評価終了後、第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れないと認められる1者を運営事業候補者として選考します。選考結果は、令和7年11月下旬までに、第二次審査参加者全員に文書で通知します。

（4）審査結果の公表等

- ① 選考終了まで、選考委員名は公表しません。
- ② 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価視点

（1）第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
類似施設の受託実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種・類似施設の運営実績を有しているか。
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・あっぴい港南を運営するにあたっての基本方針が明確かつ適切か。 ・安全・安心な一時預かり、子育て支援等を提供する事が可能であるか。 ・乳幼児の健全育成についての考え方や取組が明確かつ適切か。
管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者（施設長候補者）の同種・類似事業における勤務実績が豊富か。 ・施設長の要件を満たしているか。 ・責任者・職員の配置（配置数、常勤・非常勤の別、正規・非正規の別）における、資格・経験を有する職員配置、利用者数を考慮した適切な職員配置等がされているか。 ・受託した場合の採用計画または人事異動による配置をどのように考えているか。 ・雇用形態、賃金形態は適正か。 ・資格や経験を重視した職員の採用、確保をしているか。 ・健康状態や労働環境の安全配慮を行なっているか。 ・人材育成方針が明確か。 ・具体的な専門研修等、職務に必要な提案があるか。 ・基本的な接遇の研修があるか。 ・具体的な職員定着のための考え方や取組があるか。 ・急な欠員対応への考え方や手順があるか。 ・急な欠員対応の際の詳細なフロー図または時間の目安等があるか。 ・本社のバックアップ体制はあるか。 ・各種マニュアルの整備がなされており、現場で活用できるように作成されているか。
事業運営	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容の理解度、実施方針の適格性 ・施設の設置目的に合致した事業計画となっているか。 ・在宅子育てへの適切な支援、助言により乳幼児親子をサポートする体制が整っていて、具体的な事業提案がされているか。 ・保護者との信頼関係を築き、互いに子どもの成長を見守る考え方・取組が示されているか。 ・各家庭の状況を踏まえながら、保護者の相談に応じ、子育て支援をする体制があるか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者からのクレーム等への対応が明確になっているか。 ・クレーム等をサービス向上の取組に活かしているか。 ・意見箱やアンケート調査等意見を聴く仕組み等があるか。 ・障害や外国籍、性的マイノリティ等特別な支援や配慮が必要な子どもへの考え方が適切で、具体的な提案がされているか。 ・職員研修等の取組が示されているか。 ・子ども自身の悩み・トラブルへの対応は適切かつ十分か。 ・子どもの人権に配慮した事業運営が適切になされる内容となっているか。 ・本施設や家庭における虐待、強要、差別等の防止・早期発見などに対する取組は適切か。 ・地域の子育て家庭の利用を促す具体的な事業提案がされているか。 ・地元町会・自治会や地域住民、関係機関等の連携・交流に関する取組姿勢や協力への積極性や実現性
安全対策・危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルが整備され、的確な対応が考えられているか。 ・事故発生時の対応方法が迅速かつ適切であるか。 ・再発防止へ向けての取組姿勢があるか。 ・併設施設との連携・情報共有が明確か。 ・地震や台風等災害発生時の取組が適切か。 ・災害発生時の職員体制や保護者の引取り等具体的な対応策は示されているか。 ・活動中の安全対策は施設・設備の状況を踏まえた適切なものか。 ・日常的な安全点検等、事故を予防する取組が明確か。 ・他施設の事故情報をもとに予防策を考慮しているか。 ・一時預かりを利用している乳幼児の健康管理の取組が適切か。 ・衛生管理、感染症対策が適切か。 ・保護者が持参した弁当の管理方法や食中毒予防の取組が適切か。 ・食物アレルギーのある子どもの情報共有、誤食防止の取組が適切か。 ・情報セキュリティ及び個人情報保護に関する考え方が適切で、かつ、具体的な取組が提示されているか。 ・事業者の取組みとしてプライバシーマーク取得などの実績があるか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・研修等により各職員の認識を深めるための取組は講じられているか。
地域貢献活動項目の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・区内事業者優遇 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業 ・障害者雇用 ・環境配慮 ・災害協定活動
見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積額の妥当性

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
施設運営の姿勢・考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・あっ払い港南の業務について理解しているか。 ・事業者の運営に取り組む姿勢・考え方は適切か。 ・本社の支援体制は適切か。
提案書の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容（職員配置含む）は具体的かつ実現性の高い提案となっているか。
安全対策・危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の安全確保の取組や危機管理体制が適切か。
施設長候補者の考え方や能力等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長候補者としての考え方や能力、勤務実績等が評価できるか。
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の将来性、創造性、発展性がうかがえる提案がされているか。 ・委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。 ・業務実施への積極的な意欲が見られ、柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。

※ 第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点（最低ライン）として設定しており、第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2:1です。

4 地域貢献活動項目の評価と提出書類について

(1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、区内事業者優遇措置（事務局採点項目の

配点5%加点)の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

ア 【様式3】 共同事業体構成書

イ 【様式3-2】 共同事業体協定書兼委任状

ウ 【様式3-3】 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請など不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取り消し、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- 登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）
- 港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者

（登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

（2）ワーク・ライフ・バランス推進の評価

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

複数の認定を受けている場合には、いずれかについて評価対象とします。なお、小数点以下は切上げとします。

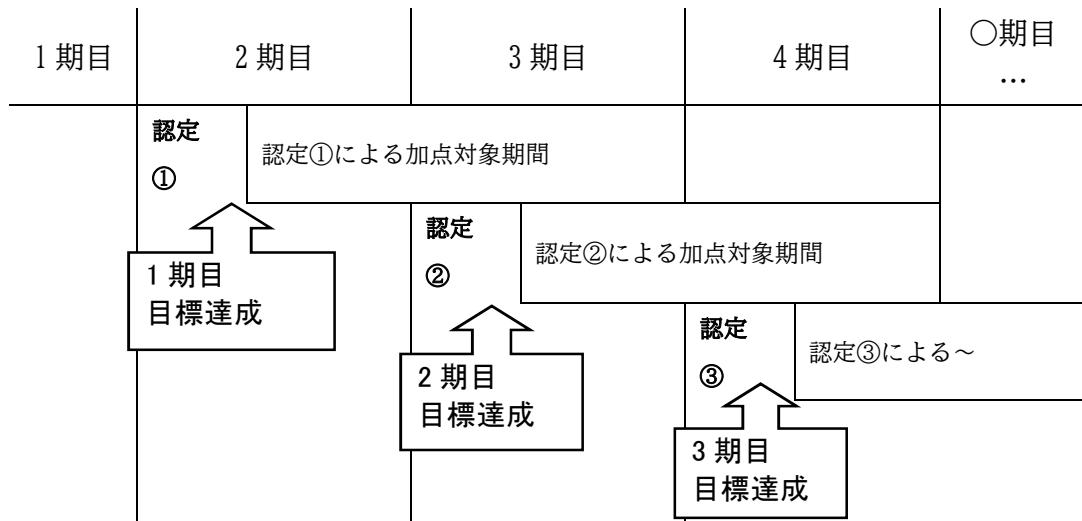
評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し

国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（トライくるみん認定・くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること	認定通知書等の写し及びプロポーザル参加申請日現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる認定申請書類写し等
国（厚生労働省）が「女性活躍推進企業」として評価する「えるぼし認定（または、プラチナえるぼし認定）」を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること。	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できるえるぼし認定申請書類写し等

図 一般事業主行動計画期間とトライくるみん認定・くるみん認定に基づく加点対象期間



（3）障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

(4) 環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における必須加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ 2 以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ 2 以上の認証に限る。) 又は港区が認定する MINATO 再エネ 100 電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合は、認定書等の写しをご提出ください。

複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

(5) 災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

5 募集方法および審査方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。
- (2) 令和7年9月8日（月）に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。
- (3) 令和7年10月3日（金）午後5時をプロポーザル参加表明書・運営提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された運営提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。
- (4) 審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一審査では、提出された運営提案書等に基づき、上記3（1）記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い2者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、1者を選考します。

6 審査結果の公表等

- (1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。

- (2) 審査結果は全参加事業者に文書で通知します。
- (3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和8年4月以降に、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。